

令和 5 年 4 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の  
収入確認の特例の延長について

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例については、令和 3 年 6 月 8 日付文書（税経 25 号）、令和 3 年 12 月 9 日付文書（税経 68 号）、令和 4 年 9 月 26 日付文書（日医発第 1248 号）にてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省保険局保険課長より、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」が発出されましたので、お知らせいたします。

令和 5 年度においては 5 歳以上の全ての者を対象に接種を実施することとされ、特例臨時接種の実施期間が令和 6 年 3 月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても 令和 6 年 3 月末までに限り延長されることになったものです。

本特例措置については、厚労省の下記の Web サイトに別添様式 1 の申立書（ワードファイル）とともに掲載されていますので、あわせてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19044.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html)

上記の特例は、あくまでも社会保険における被扶養者認定におけるものであり、税制上の特例ではないことを申し添えます。

なお、医療職以外（事務職等）については、従前どおり、一時的に収入が増加する場合については、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡及び令和 3 年 2 月 12 日付事務連絡において示された取り扱いに沿って適切に対応いただくよう記載されています。

(別添資料)

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について(周知依頼)  
(日本医師会宛添書 厚生労働省保険局保険課)
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について(令和5年3月31日付 厚生労働省保険局保険課長)
  - ・様式1：新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る  
申立書
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aの一部改正について(令和5年3月31日事務連絡)
- 被扶養者の収入の確認における留意点について(令和3年2月12日事務連絡)

事務連絡  
令和5年3月31日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者  
の収入確認の特例の延長について（周知依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発0604第1号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。令和3年12月7日及び令和4年9月20日一部改正。）を発出し、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の方に関する、健康保険の被扶養者認定等の際の収入確認における臨時の特例的な取扱いを整理し、健康保険組合等に対し適切な対応を求めているところです。

今般、令和5年度においては5歳以上の全ての者を対象に接種を実施することとされ、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても令和6年3月末まで延長することとしました。

貴会におかれましては、別添1（特例通知）及び別添2（特例事務連絡の別紙2（被保険者・被扶養者向けQ&A））の内容を御了知いただくとともに、貴会会員に対し適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。

（連絡先）

厚生労働省

保険局保険課 佐々木、加藤

連絡先：03-5253-1111（代表）

03-3595-2556（直通）

保保発 0331 第 10 号  
令和 5 年 3 月 31 日

全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会会長  
地方厚生（支）局長

） 殿

厚生労働省保険局保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者  
の収入確認の特例の延長について

ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和 3 年 6 月 4 日付け保保発 0604 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和 3 年 6 月課長通知」という。）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関する Q & A について」（令和 3 年 6 月 4 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。令和 3 年 12 月 7 日及び令和 4 年 9 月 20 日一部改正。以下「令和 3 年 6 月事務連絡」という。）を発出し、臨時の特例的な取扱いを行っているところである。

本特例措置については、令和 3 年 12 月から新型コロナウイルスワクチンの追加接種が実施され、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が令和 5 年 3 月末まで延長されたことから、その対象期間を令和 5 年 3 月末まで延長しているところであるが、今般、令和 5 年度においては 5 歳以上の全ての者を対象に接種を実施することとされ、特例臨時接種の実施期間が令和 6 年 3 月末まで延長されるとともに、令和 6 年度以降に新型コロナウイルスワクチンの接種を継続する場合には、「安定的な制度の下で実施することを検討することが適当」とされたことを踏まえ、引き続き医療職の方の確保に万全を期す必要があることから、本特例措置についても令和 6 年 3 月末までに限り延長することとした。具体的な取扱いについては、令和 3 年 6 月課長通知及び令和 3 年 6 月事務連絡と同様であるので、貴職におかれては適切に対応されたい。

また、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者以外の方についても、今般の

新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうることから、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）及び「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において示した留意点に沿って、引き続き適切に対応いただきたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省年金局事業管理課、総務省自治行政局公務員部福利課、財務省主計局給与共済課及び文部科学省高等教育局私学部私学行政課とも協議済みであることを申し添える。